



海底下CCS制度専門委員会における 検討状況について

令和5年11月28日

産業構造審議会

保安・消費生活用製品安全分科会 産業保安基本制度小委員会
総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 カーボンマネジメント小委員会

海底下CCS制度専門委員会について

経緯

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、脱炭素型技術であるCCSの活用は重要。
- 海域でのCCSについては、これまで、環境大臣が、廃棄物の海洋投棄を規制するロンドン議定書の担保措置として、海洋環境保全の観点※から、海洋汚染等防止法（海防法）に基づく許可等を担当。
- ※ 貯留した二酸化炭素が海洋に漏出した場合、海洋酸性化による海底生物等への影響があることから、貯留層の評価、漏えい時の環境影響、監視の適切性等を審査
- 今後、国内での海底下CCSの拡大に加え、海外での海底下CCSの実施を目的とした二酸化炭素の輸出が見込まれる。海底下CCSが海洋環境の保全と調和する形で適切かつ迅速に実施されるよう、今後の海底下CCSに係る海洋環境の保全の在り方について検討が必要。
- 本年8月17日に環境大臣から中央環境審議会会長宛てに「今後の海底下への二酸化炭素回収・貯留に係る海洋環境保全の在り方について（諮問）」が諮問され、9月4日に中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の下に、海底下CCS制度専門委員会を設置。

検討状況

- 9月4日 専門委員会設置
- 10月16日 **第1回専門委員会**
 - ・海底下CCSに係る制度の現状と検討の進め方について
- 11月1日 **第2回専門委員会**
 - ・各主体からのヒアリング（日本CCS調査（株）、苫小牧漁業協同組合）、
 - ・見直しの論点について（CCS事業終了時の措置、海底下CCS目的のCO2の輸出の仕組み等）
- <今後の予定>
- 12～1月 報告書案の検討、パブコメ、とりまとめ、
中央環境審議会水環境・土壌農薬部会への報告、答申

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄（海底下CCS）の許可制度の概要

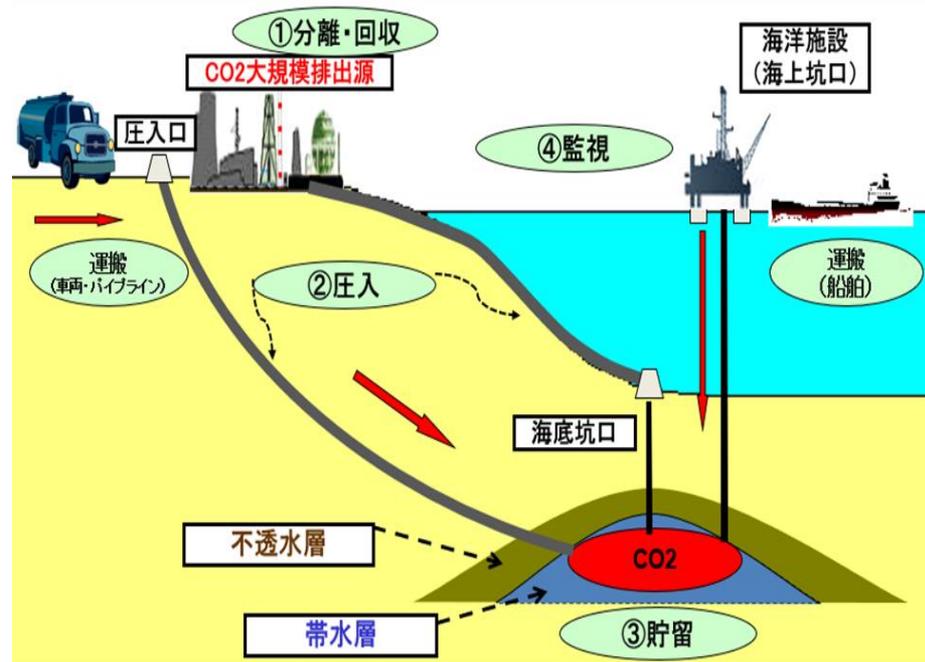
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

1. 廃棄物の海底下廃棄の原則禁止

廃棄物を海底の下に廃棄することを、環境大臣の許可を受けた場合を除き、禁止する。

2. CO2の海底下廃棄に係る許可制度

- (1) CO2を海底の下に廃棄しようとする者（陸域から廃棄しようとする者を含む。）は、**環境大臣の許可**を受けなければならない。
- (2) 環境大臣の許可を受けようとする者は、**環境影響を評価**しなければならない。
- (3) 許可を受けてCO2を海底の下に廃棄する者は、海洋環境の保全に障害を及ぼさないよう廃棄し、また、**海洋環境を監視**しなければならない。



(参考) 海底下CCS制度専門委員会委員名簿

委員長：大塚 直	早稲田大学法学学術院、大学院法務研究科教授
石巻 実穂	早稲田大学理工学術院 専任講師
岡松 暁子	法政大学人間環境学部（国際法）教授
奥 真美	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授
海江田 秀志	電力中央研究所 名誉研究アドバイザー
工藤 拓毅	日本エネルギー経済研究所 理事
窪田 ひろみ	電力中央研究所 サステナブルシステム研究本部 上席研究員／ 東北大学大学院 環境科学研究科 特任准教授
佐々木 九郎	未来工学研究所 シニア研究員／九州大学 名誉教授
白山 義久	京都大学 名誉教授

(敬称略)